

## 新潟県県外医師誘致強化促進費補助金交付要綱

### (通則)

**第1条** 新潟県県外医師誘致強化促進費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

**第2条** この補助金は、医師不足及び医師の地域偏在を解消するため、医療機関の開設者が県外から新たに医師を雇用し、当該医師の事務作業に係る負担軽減や研究活動の充実に取り組む場合、その要する経費を補助することにより、県外からの医師誘致を促進することを目的とする。

### (交付基準)

**第3条** この補助金は、次の基準により交付するものとする。

(1) 補助対象者

新たに県外から医師を雇用(当該医師との雇用契約期間が1年未満の場合を除く。)する新潟県内の医療機関の開設者。

(2) 補助対象経費

新たに県外から医師を雇用するに当たり、医療機関の開設者が行う下記の取組に要する経費。ただし、新規に実施する年度の経費に限る。

ア 新たに県外から雇用する医師の事務作業の負担軽減を図るため、医師事務作業補助者の新規又は増員配置に要する経費

イ 新たに県外から雇用する医師の研究活動の充実に要する経費

(3) 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額について、経費毎に比較して少ない方の額を選定する

イ アにより選定された経費毎の額の合計額を交付額とする。

(4) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の控除

第4条第5号ア又はイの規定により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除する場合は、(3)で得た額から当該仕入控除税額を控除した額を交付額とする。

**(交付の条件)**

**第4条** この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておく必要がある。

(4) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の交付金又は補助金等の交付を受けてはならない。

(5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（次のア又はイに掲げる場合を除き、仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙第3により速やかに知事に報告しなければならない。

ア この補助金の交付の申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合

イ 事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部、（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 補助対象者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

#### **（交付申請）**

**第5条** この補助金の交付を受けようとする医療機関の開設者は、別紙第1による補助金交付申請書を、知事が指定する日までに県に提出するものとする。

#### **（変更の承認申請）**

**第6条** 第4条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、第5条に定める申請手続に従い、知事が別に定める日までに行うものとする。

#### **（概算払）**

**第7条** 知事は、必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

#### **（実績報告）**

**第 8 条** この補助金の実績報告は、別紙第 2 による報告書を、事業終了後 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに県に提出するものとする。

**(雇用契約解除に伴う補助金の返還)**

**第 9 条** 県外から雇用した医師との契約が、契約締結の日から 1 年未満で解除された場合には、関係書類を添えて速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、交付された補助金の全額の返還を命ずるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

ア 医師事務作業補助者の新規又は増員設置に要する経費

1 基準額	2 対象経費
256 千円（月額）	医師事務作業補助者を設置するために必要な次の経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託料（上記経費に該当するもの。）

イ 研究活動充実に要する経費

1 基準額	2 対象経費
300 千円（年額）	学会等への参加旅費・参加費、専門書購入費

別紙第1

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

(申請者) 住所  
名称  
代表者の氏名

年度新潟県県外医師誘致強化促進費補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額) (交付申請額)  
円 - 円 = 円

- 1 事業計画書 (様式1)
- 2 所要額調書 (様式2)
- 3 所要額明細書 (様式3)
- 4 歳入歳出予算 (見込) 書の抄本

別紙第2

番 号  
年 月 日

新潟県知事

様

(申請者) 住所  
名称  
代表者の氏名

年度新潟県県外医師誘致強化促進費補助金の実績報告について

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた 年度新潟県県外医師誘致強化促進費補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

精算額 金 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額) (実績報告額)  
円 - 円 = 円

記

- 1 事業実績 (様式4)
- 2 所要額精算書 (様式5)
- 3 支出済額明細書 (様式6)
- 4 歳入歳出決算 (見込) 書の抄本

別紙第3

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定を受けた新潟県県外医師誘致強化促進費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 新潟県補助金等交付規則第13条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 確定時に減額した仕入れにかかる消費税額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円

- 5 添付書類

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等